

1 適用

令和5年（2023年）7月11日以降に契約する農業土木工事

2 対応方針

- (1) 受注者は、建設発生土を搬出する場合は確認結果票を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示する。確認結果票は工事完成日から5年間保存する。
- (2) 受注者は、作成した再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）を運送事業者へ通知する。
- (3) 受注者は、建設発生土を搬出したときは速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、搬出先が再生資源利用促進計画書と一致することを確認する。
当該受領書又はその写しを工事完成日から5年間保存する。
- (4) 受注者は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付する。
- (5) 受注者は、一定規模未満の工事であっても、受領書の請求があれば交付する。

3 対象工事

- ・合計で500m³以上の建設発生土を搬出する工事 → 2(1)～(3)対象
- ・合計で500m³以上の建設発生土を搬入する工事 → 2(4)対象
- ・建設発生土を搬入する全ての工事 → 2(5)対象

農業土木工事の内、「確認結果票」、「受領書」など上記2の対応が必要となる対象工事は省令と同じ取扱いとします。

※農業土木工事で、再生資源利用（促進）計画書の作成が必要な工事は、搬入、搬出を伴う全ての工事が対象です。（第1弾参照）

※省令の改正概要は別添参照



北海道

北海道農政部事業調整課技術指導係
電話：011-231-4111(内線:27-185)

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.